

新旧対照表

旧	新
大口定期預金規定 第 6 条 預金利息 1. 大口定期預金の利息は、当該大口定期預金に係る契約に定める利率によって計算します。なお、利息は半年複利の方法により計算します。 2. 大口定期預金の利息の支払いは、当該大口定期預金の満期日にお客さまの普通預金口座等に入金することにより行うものとします。	大口定期預金規定 第 6 条 預金利息 1. <u>大口定期預金の預け入れに対して利息を付与します。</u> 2. 大口定期預金の利息は、当該大口定期預金に係る契約に定める利率によって計算します。なお、利息は半年複利の方法により計算します。 3. 大口定期預金の利息の支払いは、当該大口定期預金の満期日にお客さまの普通預金口座等に入金することにより行うものとします。